

第8章 道に関する基準等

第1節 道に関する基準及び手続等

(道に関する基準等)

第62条 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める区域は、藤沢市全域とする。

2 政令第144条の4第2項の規定により条例で定める基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 道の幅員は、4.5メートル以上であること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺3メートル以上の三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (3) 道の構造は、その周囲に縁石その他これに類する材料を設置し、アスファルト舗装その他これと同等以上の耐久性を有するものであること。
- (4) 道の横断勾配は2パーセントであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (5) 道の縦断勾配は12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。この場合において、縦断勾配が9パーセントを超える部分は、滑り止めの措置を講じたものであること。
- (6) 道の排水設備は、その両側にL型側溝を設け、両側20メートル以内ごとに街きよますを設けたものであること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (7) 前号の街きよますは、15センチメートル以上の深さの砂だまりを設けたものであること。
- (8) 道の排水設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結したものであること。

本条は、政令第144条の4第2項に基づき、法第42条第1項第5号で定める道路の位置の指定に係る、道に関する基準を定めたものです。指定基準、手続き等詳細に関しては「藤沢市道路位置指定の手引き」を参照してください。

(私道の変更又は廃止)

第63条 法第42条第1項第2号、第3号及び第5号、第2項並びに第3項の規定に該当する私道を変更し、又は廃止しようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。

本条は、地方自治法第14条第2項に基づき、私道である道路の変更又は廃止をする場合の手続きについて定めたものです。手続き等詳細に関しては規則及び「藤沢市道路位置指定の手引き」を参照してください。

(道路の位置の標示等)

第64条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、指定を受けようとする道路の終点及び曲がり角並びに既存道路との接続点その他必要な場所に、コンクリート等で造られている標示くいその他これに類するもの（以下「標示くい等」という。）を設置し、道路の位置を明示しなければならない。

2 標示くい等は、移動させ、又は取り去ってはならない。

本条は、法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定について、地方自治法第14条第2項に基づき、その道路の位置の標示を義務付けたものです。